

加古川市フリースクール等利用支援補助制度

学校に通うことが困難な不登校児童生徒の保護者に対してフリースクール等の利用料の一部を補助します。



○対象児童生徒

★次のすべての項目に当てはまる児童生徒が対象となります。

- 〔1〕 加古川市内に在住している
- 〔2〕 加古川市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍している
- 〔3〕 不登校である
- 〔4〕 指導要録上の出席扱いの認定を受けている

○補助対象者

★次のすべての項目に当てはまる対象児童生徒の保護者が対象となります。

- 〔1〕 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていない
- 〔2〕 市税に滞納がない
- 〔3〕 フリースクール等に利用料等を納入している

○補助対象経費

利用料〔授業料、施設利用料〕 ※消費税及び地方消費税は含みません

○補助金額

★補助金額は、対象児童生徒1人1月につき、各月分の補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と、10,000円のいずれか低い額となります。

○申込方法・問い合わせ

★加古川市教育委員会教育支援課 HP に掲載の募集要項をご覧ください、申請書をダウンロードし、持参または郵送にて、下記宛てに提出ください。
加古川市教育委員会教育支援課でも書類を受け取ることが可能です。



○【問合せ・書類提出先】

加古川市教育委員会事務局教育支援課
〒675-0031 加古川市加古川町北在家 2718
TEL: 079-421-5484



補助金の申請から交付までの流れ（令和7年度）

STEP 1 交付申請（申請者→市）

★申請書の提出 ※第1期、第2期同時申請可（期間内のみ）

・第1期（令和7年4月～令和7年9月分）

令和7年9月1日～令和7年10月31日

・第2期（令和7年10月～令和8年3月分）

令和7年10月1日～令和8年2月28日

【提出物】

① 補助金交付申請書（様式第1号）

② 加古川市市税確認承諾書

※別途、必要な書類をご準備いただく場合もあります。

STEP 2 交付決定（市→申請者）

※提出書類の審査終了後、市から【補助金交付決定書】が届きます。

STEP 3 実績報告（申請者→市）

★実績報告書の提出

【提出物】

① 実績報告書（様式第3号）

② 支払状況が確認できる書類の写し

※別途、必要な書類をご準備いただく場合もあります。

STEP 4 補助金確定（市→申請者）

※提出書類の審査終了後、市から【補助金確定通知】が届きます。

STEP 5 補助金請求（申請者→市）

★請求書の提出

・第1期 令和7年11月21日（金）しめきり

・第2期 令和8年3月25日（水）しめきり

【提出物】

① 補助金請求書（様式第5号）

② 振込先が確認できる書類のコピー

STEP 6 補助金交付

★請求後、交付までには1ヶ月程度必要です。